

平成 30 年 8 月 31 日

産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」の認定をしました (改正法第 1 回)

～創業支援に熱心に取り組む市区町村を応援します～

関東経済産業局では、平成 30 年 7 月 9 日に施行された改正産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が創業支援等事業者と連携して策定する「創業支援等事業計画」を本日付けで新たに 8 件（8 市区町村）認定しました。

また、78 件（81 市区町村）の計画変更を認定しました。

なお、今回の認定で計画認定数が管内合計 386 件（398 市区町村）となりました。

1. 創業支援等事業計画の概要

産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援等事業者（地域金融機関、NPO 法人、商工会議所・商工会等）と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援及び創業機運の醸成を実施する「創業支援等事業計画」について、国が認定することとしています。

また、本制度では、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組を「特定創業支援等事業」と位置づけ、本支援を受けた創業者には、登録免許税の軽減措置、日本政策金融公庫の融資制度である新創業融資制度の自己資金要件の撤廃等の支援策が適用されることとなります。

なお、今回の法改正により、従来の創業を行おうとする者への直接的な創業支援に加え、創業に関する普及啓発（創業機運醸成）を行う取組も計画に位置づけることができることとなりました。一部の市区町村の計画には、学生向け起業体験やビジネスアイデアコンテストの実施等が盛り込まれています。

2. 認定自治体

(新規認定)

新規認定するのは全国で 15 件、うち関東経済産業局管内では以下の 8 件です。

茨城県	桜川市、小美玉市
埼玉県	嵐山町
東京都	大島町
長野県	軽井沢町、立科町、山形村
静岡県	長泉町

(変更認定)

変更認定するのは全国で203件、うち関東経済産業局管内では以下の78件です。

茨城県	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、取手市、つくば市、つくばみらい市
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市
群馬県	前橋市
埼玉県	さいたま市、熊谷市、川口市、本庄市、鴻巣市、上尾市、三郷市 白岡市、小川町
千葉県	千葉市、船橋市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、富津市、浦安市
東京都	台東区、墨田区、世田谷区、渋谷区、江東区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、小金井市、国分寺市、東村山市
神奈川県	相模原市、平塚市、小田原市、逗子市、秦野市
新潟県	新潟市
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、小菅村、丹波山村、山中湖村・忍野村（共同認定）、富士河口湖町・鳴沢村（共同認定）
長野県	上田市、木曾町・王滝村（共同認定）
静岡県	富士宮市、掛川市、藤枝市、清水町

各市区町村計画の概要はこちら（全国認定一覧）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/nintei.html>

(本発表資料のお問合せ先)

関東経済産業局 産業部 中小企業課長 近藤 かおる

担当者：白井、高井、坂田、福島

電 話：048-600-0323（直通）

F A X：048-601-1294